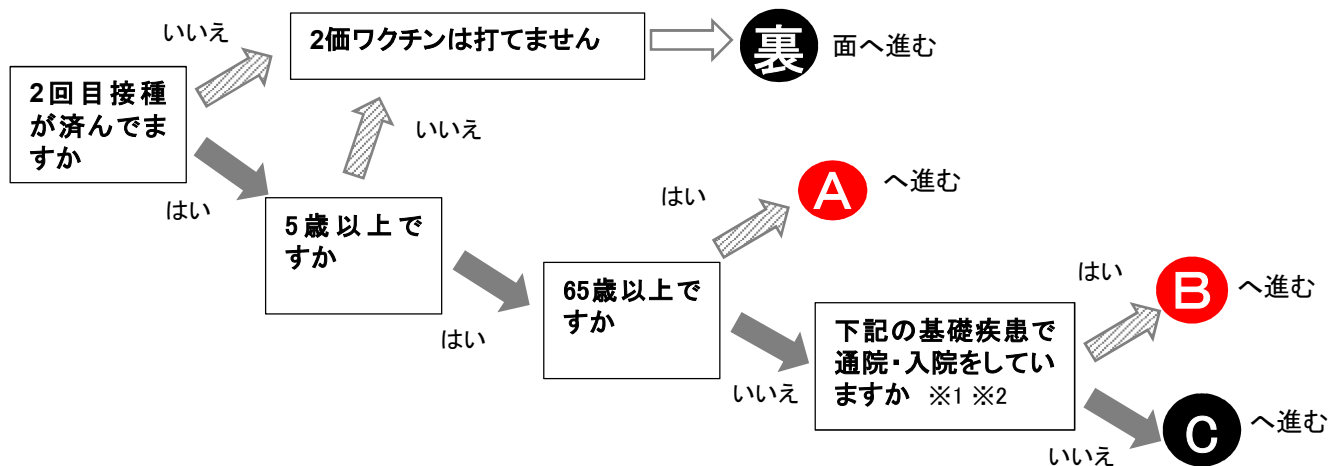




令和5年春開始接種が始まります

令和5年度の新型コロナワクチン接種は、5歳以上の全ての方を対象に、自己負担なしで9～12月の間に実施します（R5秋開始接種）。

重症化リスクの高い65歳以上の方、基礎疾患をお持ちの方、医療・介護・福祉施設従事者はさらに前倒しで5～8月末の間に1回追加することが望ましいとされ（R5春開始接種）、剣淵町では**5月中旬から接種を開始します。**



R5春開始接種の対象です（前回（2～5回目）の接種から3か月以上経過）

A

65歳以上の方：前回（2～5回目）を町立診療所で接種した方は、接種日の早い順から裏面の日程で予約票を入れて送付します。都合の悪い方、接種を希望しない方はご連絡ください。

B

重症化リスクの高い基礎疾患を有する5～64歳の方※1※2：申請があった方に対して接種券を発行します。WEB申請「コロナワクチンナビ」、またはふれあい健康センター窓口で申請してください。接種券が届いたら、裏面の日程でふれあい健康センターまたはかかりつけ医にお申込みください。ほか医療施設、高齢者施設、障害者施設等の従事者も申請が必要です。

R5春開始接種の対象ではありません

C

健常な5～64歳の方：今回の対象ではありません。R5秋開始接種の対象となりますので、9月までお待ちください。

※1 18歳以上の方で以下の病気や状態の方で通院・入院している方

□慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気、□病気や治療による免疫機能の低下、□神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下、□染色体異常□血液の病気（鉄欠乏性貧血は除く）、□インスリンや飲み薬で治療中又は合併症のある糖尿病、□睡眠時無呼吸症候群、□重い精神疾患、□知的障害

※2 18歳未満の方で以下の病気や状態の方で通院・入院している方

□慢性の心臓、腎臓、呼吸器、肝臓の病気、□病気や治療による免疫機能の低下、□神経疾患や神経筋疾患を原因とする身体機能の低下、□染色体異常、□血液の病気、□代謝性疾患（糖尿病を含む。）、□悪性腫瘍、□膠原病、□内分泌疾患、□消化器疾患

□18歳以上65歳未満であるが、BMIが30以上である者

□5歳以上65歳未満であり、上記の基礎疾患はないが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた者

不明点は健康福祉課保健グループ（0165-34-3955）までお問合せください。

接種日程のご案内

こちらは裏面です。

接種会場	剣淵町立診療所	
接種日	5月15日(月)、22日(月)、29日(月)、 6月5日(月)、12日(月)、19日(月)	午後1:30～ 午後5:30 まで15分毎 の受付
	5月16日(火)、18日(木)、19日(金)、 26日(金)、30日(火)、 6月2日(金)、6日(火)、9日(金)、13日 (火)、15日(木)、16日(金)、20日(火)、 23日(金)	午後1:30～ 午後3:45 まで15分毎 の受付
	5月17日(水)、23日(火)、24日(水)、 25日(木)、31日(水)、 6月1日(木)、7日(水)、8日(木)、14日 (水)、21日(水)、22日(木)	午後3:00～ 午後4:00 まで15分毎 の受付
予約先	健康福祉課(ふれあい健康センター) 電話0165-34-3955 平日午前8:15～午後5:00 * キャンセルなど当日の連絡は診療所(34-2030)にお願いします	

※接種の時間帯は変更になる場合があります。

ご確認ください

- ・他の予防接種とは、2週間以上の間隔が必要です。ご確認の上お申し込みください。
- ・2価ワクチンは、モデルナ社のものが使用されます。ファイザー社ワクチンの入荷は当面ありません。
- ・接種券を紛失した方、剣淵町に転入された方は再発行の申請が必要になります。健康福祉課(ふれあい健康センター)窓口またはコロナワクチンナビ(<http://v-sys.mhlw.go.jp>)で申請をしてください。
- ・接種券や個別の接種案内は剣淵町での接種記録をもとに発行しており、転入前の記録の確認はできません。転入してきた方で接種を希望される場合は、上記方法で申請をしてください。また、剣淵町外へ転出される場合は転出後に剣淵町が発行した接種券を使用することができません。転出先で新たに接種券を申請してください。



コロナワクチンナビ

裏 2価ワクチン以外の新型コロナワクチン接種について

- ・5歳以上で1・2回目接種を希望される方は、2価ワクチンでは接種できません。1・2回目の接種体制については現在調整中ですので、個別に健康福祉課保健グループにお問合せください。
- ・6か月～4歳の接種体制については現在調整中です。決まり次第、個別に案内いたしますのでお待ちください。

65歳以上の高齢者は必ず年2回ワクチンを接種しなければならないのでしょうか？

65歳以上の高齢者の方等重症化リスクの高い方については、国の審議会において、ワクチンの効果や持続期間等を踏まえて通常、年1回のところを、前倒しで1回追加することが望ましいとされました。

接種は義務ではなく個人の判断によるものですが、令和5年度は春から夏の時期(5月8日～8月末)と秋から冬の時期(9月～)の2回の接種をお勧めしています。これは新型コロナの流行が見込まれる時期を勘案し、一定期間の間に接種をおこなうものです。

ご不明点・お困りごとは、下記までお問合せください。
健康福祉課保健グループ(34-3955)